

vol. 2268

【発行】大分県高等学校教職員組合教宣部 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館
TEL / (097) 556-2838 FAX / (097) 556-8998 MAIL / ohtwu@view.ocn.ne.jp

大分県高教組情報

【発行者】大野 真二 【印刷】(株)佐伯コミュニケーションズ 【売価】30円(組合員の購読料は組合費の中に含んで徴収しています)



今号の掲載内容 (掲載順)

- 地公労2022当初予算交渉
総務部長交渉 1月18日(火) / 知事交渉 1月24日(月)
- 日教組九州地区協議会 第31回人権教育推進交流集会

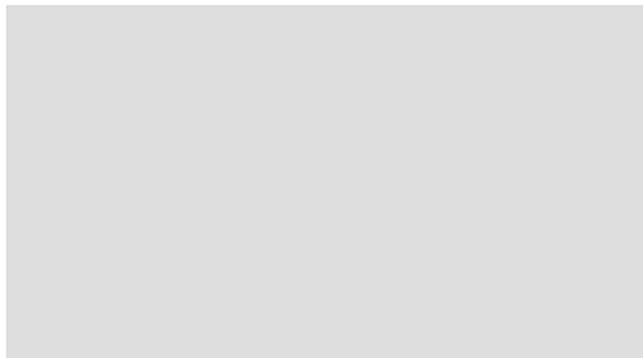
地公労 2022年度当初予算交渉

総務部長交渉 1月18日(火) / 知事交渉 1月24日(月) 県庁本館 人事課分室

大分県地方公務員労働組合共闘会議(地公労:議長・岡部勝也県教組委員長)は、2022年度当初予算交渉を行いました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむを得ず交渉規模を縮小しましたが、交渉団から厳しい職場実態や生活実態を訴えながらの粘り強い交渉により、以下の回答を勝ち取りました。

- 不育症にかかる通院を出生サポート休暇の取得対象に含める
- 出張時の旅費に旅行会社のチケット手配にかかる手数料を含める
- 結婚休暇の分割取得
- 緊急呼び出し時の車賃支給 (以上 2022年4月1日～)

◎総務部長交渉：1月18日(火) 高教組参加9名



冒頭、岡部議長から「昨年の賃金確定交渉では、一時金の0.15月減を国に準じて措置するというので、妥結をしました。国の動きを見れば、来年度に行われることですので、教職員のモチベーションを下げずに、何ができるかをまた改めて議論したい。19年度の確定交渉で議論した給料表の水準調整も実現できていない、来年こそは月例給の改定をしたい。」と述べ、これに対し、和田雅晴総務部長は、以下のような回答ならびに補足説明と検討結果を述べました。

1月18日回答(冒頭)

- 1 給与改定財源の予算計上については、地方財政計画に沿った措置を取りたい。ただし、予算計上していても、給与改定財源については、人事委員会の勧告が

行われ、皆さん方との話し合いで決まれば、これまでどおりその確保について最大限の努力をしていきたい。

2 職員の健康管理については、引き続き努力したい。

○給与改定に伴う給与改定財源の予算計上については、従来から国の地方財政計画に沿って措置しているが、令和4年度は国の地方財政計画では給与改善費を計上していないので、本県においても同様に対応したい。なお、予算計上はしてなくても、皆さん方との話し合いの結果、給与改定を行うことになれば、これまでどおり、その財源確保に最大限努力したい。

○これまで、知事部局では「健康サポートセンター」を、教育委員会では「教職員健康支援センター」を設置するなど、教育委員会とも協力しながら、職員が安心して仕事ができる職場環境づくりに努めてきた。今後とも、皆さん方が安心して職務に精励できるように、職員の健康管理にはできる限り配慮したい。

《口頭見解》

○教育委員会では、学校現場における教職員の負担軽減のために、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーといった専門スタッフの配置に加え、平成30年度から、学習プリントの印刷・配付や授業準備の補助等を行う「スクール・サポート・スタッフ」や、部活動に地域人材を活

用する「部活動指導員」の配置を行っている。また、新型コロナウイルス感染症対策にかかる学校現場の負担軽減策として、昨年度途中から、消毒等の感染症対策などの補助業務に従事するための「スクール・サポート・スタッフ」や、学習面で学級担任のサポート等に従事するための「学習指導員」を増員配置したほか、学校で使用する消毒液等の購入費用、県立学校スクールバスの臨時運行経費などについて措置したところである。そのような中、教育委員会からは、①ICT活用に向けた支援体制強化のため、仮想システムの機能強化に向けた改修や、ICT教育支援サポーター（現・ICT支援員）の増員配置に向けた体制構築②新型コロナウイルス感染症対策に向けた、「スクール・サポート・スタッフ」および「学習指導員」の継続配置、消毒液等の購入費用やスクールバス増便分経費の確保③産休代替臨時教員について、早期配置の対象拡大④専門スタッフとしての「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」の配置強化⑤部活動の負担軽減に向け、「部活動指導員」の配置を継続するとともに、総合型地域スポーツクラブへの移行など運動部の地域移行に向けた調査研究を文化部にも拡大といった内容の予算要求が出されている。知事部局としても、できる限りの支援をしたいと考えているので、これらの予算要求について、予算査定の中で実現に向けて努力したい。

○人事院の意見の申出事項の取扱いについて、昨年8月に人事院より、育児休業の取得回数制限の緩和など、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に向けた休暇・休業等に関する措置を一体的に講じることを内容とする国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出が出されたところである。不妊治療のための休暇（通称：出生サポート休暇）については、先の給与改定交渉のとおり、今月より国に準じて新設し、病気休暇の取扱いも継続させている。残る項目である、①育児休業の取得回数制限の緩和、②育児休業申出期限の短縮、③育児参加休暇の取得期間延長の取扱いについては、まだ国において改正法案が提出されておらず、その実施時期も定まっていないが、国や他県の動向を注視のうえ、国の実施時期が決まれば遅れることなく対応したいと考えている。

○職場環境の整備については、これまで皆さん方の要望を踏まえながら、各任命権者においてできる限りの努力をしてきたが、昨年3月の知事部局の総括安全衛生委員会において、各所属における予算確保の都合から、老朽化した事務用机やOAチェアを使用し続けている実態があるとの発言があったことを受け、①机の脚のぐらつきなど、事故の発生リスクがあるもの②椅子の昇降機能の故障など、適正な作業姿勢の確保が難しいもの③机の引き出しの変形など、破損や亀裂等が生じているものについて、県立学校等を含めた全庁的な実態調査を行った。その結果を踏まえ、教育委員会から来年度において交換するための予算要求が行われているので、予算査定の中で実現に向けて努力したいと考えている。

○その他休暇の改善等については、これまで皆さん方と話

し合いをし、改善してきた結果、いずれも国や各県と比較して遜色のないものとなっているので、現行の取扱いでお願いしたい。

〈主な協議事項〉

●会計年度任用職員は36協定を結んでいない。今はコロナで行事が開催されていないが、例年は学校行事が土日に開催されていた。そうなったときに、36協定を結んでいない会計年度任用職員は、土日に勤務できない。全教職員に36協定を結ぶようにすること。

●全職員にタブレットPCを配備し、ICT支援員を各学校に1人配置すること。今度3年生が卒業するにあたり、全部タブレットを回収して、メンテナンスして1年生に渡すのは、教員の仕事ではない。若いから得意だろうということで、ICTのことを任せられて困るという状況がある。

●タイムレコーダーが導入されたが、県教委の集計には勤務時間前の時間が入っていない。正確な勤務時間の反映といえるのか。

●感染症対策などのため、現場では教員だけでは対応できない状況が生じている。子どもたちの安心安全のためにも、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの確保をお願いする。

●職員採用について、現業職の介助員、調理員、農務技師は十年以上新採用がない。また、常勤でなく会計年度任用職員とされている。現場の技術の継承のためにも採用試験を実施すること。

●理科実習教諭や寄宿舎教師の採用試験も実施されていない。また、学校司書は試験は再開されたものの年齢制限で受けられない状況である。探究活動の情報センターとしての重要な役割を果たす司書について、現場で臨時として経験を積んできた方が受験できるようにしてほしい。

●高校無償化については、保護者負担軽減はもちろん、就学支援金の処理が煩雑になっているので事務職員の業務軽減の観点からも国に強く働きかけてほしい。

●高校入試のときに、教室は最大35人としていた。今がチャンスではないか。教室に40人入ると机間巡視もままならないこともある。大分市内以外は定員割れをしている状況があり、周辺校は統廃合なども心配となっている。この機会に35～30人以下学級を実現すること。

●廃棄をした教職員住宅で売却されていないものは、維持管理を学校がしなければなりません。草刈りや漏水などの手続きなど弊害が出ているので、早く売却すること。

●病気休暇の期間の日数の見直しをしてほしい。ガンは治療の期間が長くかかる。本人は学校に戻りたいという気持ちがある。しかし、日数が足りないため治療を中断して現

場に戻ってくる人もいます。治療に専念できるようにすること。

●介護休暇期間の延長をすること。6ヵ月で足りない現状がある。介護をしたくてもできず、他の人に介護をまかせるためお金も発生した。

●医療的ケアに従事する看護師が会計年度任用職員のため勤務時間が制限されており、対象生徒の活動が制限されている。

●長年訴え続けている家族の看護休暇の新設を改めてお願いする。採用している自治体はまだ少数ではあるが、これが導入されると様々な課題が解決する。

25分の検討休憩ののち、総務部長から以下のような回答ならびに補足説明と検討結果が示されました。

1月18日回答（最終）

前回の回答に、次のとおり追加する。

- 1 旅行会社から請求されたチケット手配にかかる手数料については、令和4年4月1日から、旅費として支給する方向で検討したい。
- 2 出生サポート休暇については、令和4年4月1日から、不育症にかかる通院を、取得対象に含めたい。

○チケット手配にかかる手数料については、本日の交渉において、皆さん方から、「以前に比べて旅行会社からチケット手配の際の手数を請求されるケースが増えてきているので、旅費で支給してもらいたい。」との主張があったことを踏まえて検討した結果、職員の経済的負担軽減の観点から、令和4年4月1日から、旅費（交通費の一部）として支給する方向で検討したい。

○出生サポート休暇については、本日の交渉において、皆さん方から、「出生をサポートするのであれば、現行の病気休暇で認められている不育症にかかる通院も取得対象に含めてもらいたい。」との主張があったことを踏まえて検討した結果、令和4年4月1日から、不育症にかかる通院を、出生サポート休暇の取得対象に含めたいというものです。

《総務部長口頭見解》

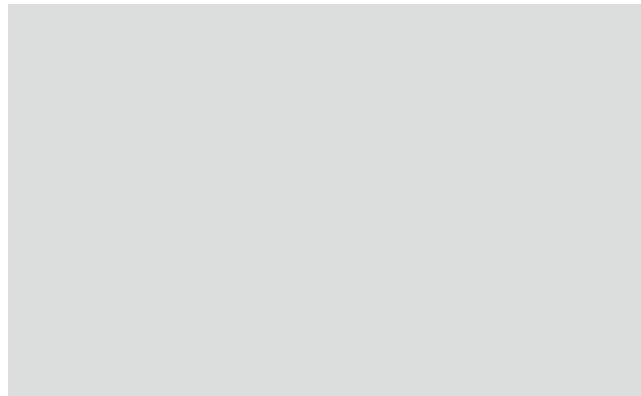
○緊急呼出しにかかる交通費については、交渉の中でも申し上げたとおり、緊急呼出しに伴う登庁は「通勤」に当たるため、旅費を支給することは困難ですが、皆さん方の強い主張については、上司に伝えたいと考えている。

○教職員の負担軽減については、本日の交渉で、皆さん方から、ICT関係業務への対応でご苦労されていることなど、様々な職場実態についてのお話をいただきましたので、冒頭にも申し上げた教育委員会からの予算要求については、改めて本日の交渉での皆さん方の思いをしっかりと受け止めたうえで、今後の予算査定作業に臨んでいきたいと考えている。特に、特別支援学校等における医療的ケアの現場実態については、本日の交渉で皆さん方から切実なお話があったので、上司にしっかりと伝えたいと考えている。

○また、本日の交渉において、多くの皆さんから、「勤務時間管理システムやタイムレコーダーが導入されたが、勤務時間開始前の時間が計上されていないなど、依然として時

間外勤務の正確な把握がなされていない。」とのお話があった。交渉の中でも申し上げたとおり、時間外勤務の縮減に当たっては、なによりも時間外勤務の正確な把握が必要であると考えているので、これまで以上に実効性のあるとりくみを進めていきたいと考えている。また、本日の議論の経過については、教育委員会にも伝えたいと考えている。

◎知事交渉：1月24日（月）高教組参加4名



1月18日（火）に実施した地公労総務部長交渉を受け、広瀬勝貞知事の全権委任を受けた尾野賢治副知事から、当局側の検討結果を踏まえ、以下のとおりの文書回答ならびに補足説明と検討結果を述べました。

1月24日回答（最終）

前回の回答に、次のとおり追加する。

- 1 結婚休暇については、令和4年4月1日から、分割取得を認める取扱いに改めたい。
- 2 職員が、開庁日に緊急呼出しを受けて、やむを得ない事情により自家用車を利用して2回目以上の登庁を行った場合については、令和4年4月1日から、車賃を支給できる取扱いとしたい。なお、詳細については、別途事務的に協議したい。

○結婚休暇については、現行、分割取得を認めない取扱いとしているが、先の総務部長交渉での皆さん方の主張を踏まえて検討した結果、令和4年4月1日から、分割取得を認める取扱いに改めたい。

○前回の交渉で総務部長が申し上げたとおり、緊急呼出しにかかる登庁は「通勤」に当たるため、旅費による支給はできない取扱いとなっているが、先の総務部長交渉での皆さん方の主張を踏まえて検討した結果、職員が、開庁日に緊急呼出しを受けて、やむを得ない事情により自家用車を利用して2回目以降の登庁を行った場合について、令和4年4月1日から、2回目以降の登庁および帰宅に対して車賃を支給できる取扱いとしたい。なお、詳細については、別途事務的に協議したいと考えている。

《副知事口頭見解》

○「長時間勤務の縮減」等の現場実態に基づく課題については、先の総務部長交渉において、皆さん方から「朝の超勤や持ち帰り残業などの超勤実態についてもしっかりと把握してもらいたい」など多くの主張があったことについて詳

細に報告を受けているところであり、交渉の中で総務部長が申し上げたとおり、我々としても勤務実態の正確な把握に向けて引き続き努力したいと考えているし、教育委員会にも働きかけていきたいと考えている。

○教育委員会からの予算要求については、総務部長から報告を受けているが、私としても、学校現場の皆さんの負担軽減につながるよう、今後の予算査定作業で後押ししていきたいと考えている。特に、特別支援学校等における医療的ケアの実態について、切実なお話があったとのことでしたので、医療的ケア看護職員について、教育委員会からの要求(24名)に加え、看護職員が休暇等で不在の際や、校

外活動の際も対応できるよう、ブロックごとに兼任看護職員(7名分)を配置するための予算の確保に努力したいと考えている。

○今後とも、勤務時間の適正な把握に一層務めるとともに、管理職に対しては、職員とのコミュニケーションをしっかりとることで、勤務実態の把握や組織マネジメントにつなげるよう、機会を捉えて強く指導するなどのとりくみを行い、現場の皆様が目に見える形で時間外勤務縮減の成果を示せるよう努力したいと考えているし、教育委員会に対しても、県庁全体の問題として捉え、引き続きできる支援をしたいと考えている。

妥結後、各単組からの課題の投げかけで、高教組は窪田書記長が以下の通り要望しました。

①専門スタッフの拡充 (ICT支援員)

GIGAスクール構想の前倒しにより、急速にICT化が進められた。教職員の業務は、生徒への教育をすることであって、ICT機器やネットワークの管理・メンテナンス、教職員や生徒へのICT関連の研修企画・実施、業務のICT化の企画・調整、情報システムの構築・管理をすることではない。また、授業等の教育内容にICTを活用するための支援、デジタルシティズンシップ教育への支援等、配備された1人1台タブレットを有効に活用するためにも、専門スタッフであるICT支援員を各学校に配置すること。

②職員の採用、臨時現業職員の待遇改善 (現業職員)

技術の継承のため、現業職員の採用試験を実施してもらいたい。また臨時調理員・臨時介助員・臨時農務技師は、会計年度任用職員とされ、臨時的任用職員と比べて勤務日数や勤務時間が制約されている。特に臨時調理員・臨時介助員は時間外勤務ができないため、休日の行事に対応できない。臨時農務技師も勤務時間が短く、課題がある。臨時現業職員を臨時的任用職員とすること。

③採用年齢制限の引上げ (学校司書)

現在、学校司書は44人中24人が臨時的任用職員である。学校図書館は探究活動の情報センターとして教育的役割も大きく、そのため学校司書のスキルも要求される。しかし一時期採用がなく、県立図書館とのくくり募集が始まると採用年齢をこえており、一度も受験機会が無かった臨時学校司書もいる。職務スキルは即戦力である。このままであれば県外流出もあるため、受験年齢制限の引き上げ、または特別採用枠での受験機会の設定をすること。

日教組九州地区協議会 第31回人権教育推進交流集会
と き：12月26日(日)

日教組九協の人権教育推進交流集会が開催されましたが、新型コロナ感染拡大防止のためWeb開催となり、大分高教組からは3人が参加しました。本集会は、全国教研で発表されるレポートを中心に学習と交流を深めるとともに、レポートの補強を行う目的で開催されていますが、今回大分高教組からのレポート発表はありませんでした。次年度にむけては、報告ができるよう実践を積み重ねていく必要があります。

〈参加者感想〉

由布分会 時枝武敏

3本のレポートについて意見を交流しました。その中で確認されたのは、「点を取らせる練習は教育なのか」「自分の中の差別する心を見つめ、一枚一枚剥がす作業が人権学習の姿であること」「差別事件があると大変だ」ではなく、自ら変わっていくための宝にしなければならない」「考えない教員からは考える子どもは育たない」「上手いかわなくても子どもたちが自分たちで考え、実践し、ぶつかり合う体験が大切で、大人が待てるかどうかにかかっている」「何もトラブルがないことがいいことではなく、そこで子どもたちが何を学ぶかを大切にしなければならない」「分からなかったら子どもに聞け」というようなことでした。参加者にとって学びの多い集会になったと思います。

日田三隈分会 窪田一真

私は「障害」児教育に参加しました。まず「支援学級の在籍であるなしにかかわらず、目の前にいる子どもが、友人関係で困っていたら、それぞれの見方、考え方、思いを伝え、受けとめ合う集団をめざす」を基本としたとりくみ、もう一つは視覚障害があるが高校に進学し、現在、視覚特別支援学校に勤務している先生のとりくみ報告でした。同じ障害でも一人ひとり違うこと、人権講演等で当事者に依頼することだけで学習が深まると勘違いしていること、障害者と思わせているのは周囲であること、出身校の小中高にもっと様々な障害のある人が通っていたら通学しやすくなること、中学まで視覚支援のことを知らなかったことなどを知り、もっと学習しようと思いました。